

I はじめに——選挙の公平・公正性と放送とのかかわり

2010年7月に行われた参議院議員通常選挙に関連して、視聴者からBPOに対し、公示日の6月24日前後から投開票日の7月11日までに放送された4番組について、放送倫理上、選挙の公平・公正性にかかわる問題があるのではないかという意見が寄せられた（以下、同選挙を「参院選」といい、日時は特に付記しない限り2010年を指す）。

このうち2番組は、長野県のローカルニュース番組で、比例代表の非拘束名簿式の投票の仕組みを報道するなかで、長野県に関係がある4人の候補者だけを取り上げたものだった。残りの2番組は情報バラエティー番組で、選挙の公示後に特定の議員の名をあげて所属政党を当てさせるクイズを出題した番組と、あるタレント候補が3年前に出演した番組を投票日当日に再放送したものだ。

委員会は、9月10日の第41回会合で、これら4番組を視聴し討議した。これらは、選挙制度の趣旨を正しく理解しないまま制作したと思われる番組から、単純なミスと見られる番組まで、選挙の公平・公正性上の疑念を生じさせる程度にはそれぞれ相違があった。委員会は、こうした疑念の濃淡にかかわらず、4番組を一括して取り上げ、そこに潜んでいると思われる問題を審議することにした。

一括審議の理由は、代議制民主主義制度において選挙が公平・公正に行われることはその統治の正統性を担保する唯一無二の手段であり、民主主義の根幹を成すきわめて重要なものであるということに尽きる。国民は主権者として選挙で投票し、政治を託す代表者を選ぶことによって国の政治に参加している。現在の政治や政策に対する支持や批判、社会に生起している諸問題の解決への期待など、国政に対するさまざまな国民＝有権者の意思は選挙を通じて反映される。こうした民主政治のためには、代表者が正当に選ばれる必要があり、選挙の公平・公正性が厳格に要請されている。

一方、放送局は、放送という表現を通じて視聴者、有権者に対し政治に関する情報を提供し、民主主義に寄与する役割を担っているはずである。放送の現場で、もしも選挙の公平・公正性の重要性についての認識が低下しているとすれば、それは直ちに視聴者、有権者に提供される情報に歪みや偏りを生じさせ、選挙の公平・公正性を害することにもつながっていきかねない。

4番組を放送した放送局4局に対して、委員会が聴き取りを行った結果、問題の重要性の認識や受け止め方に放送局間で大きな差異があることが明らかになった。このままでは、将来制作される番組について、選挙の公平・公正性に関して深刻な問題が生じることも危惧される。

したがって、委員会は、4番組を事例として取り上げることを通じて、報道やバラ

エティーといった分野を問わずすべての放送関係者に、あらためて選挙にかかわる番組制作・放送における公平・公正性を徹底して欲しいと考え、本意見を公表することとした。